

いよいよ今年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へと引き上げられます。

それと同時に、消費税の軽減税率制度が開始されます。

軽減税率の対象は、「食料品」と「新聞」の2品目に限られています。

すでに様々なメディアでも報じられている通り、事務処理の複雑化が懸念されています。

今回は、実務において注意すべき点をQ&A形式でご紹介します。

消費税の 軽減税率制度 が始まります

Q1. 軽減税率が適用される「食料品」とはどのようなものですか？

A1. 食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）です。

食品とは人の飲用または食用に供されるものをいいます。

工業用として販売される塩など、人の飲食用以外の用途で販売されるものは該当しません。

品目	軽減税率	概要
生きている牛	×	生きた家畜は販売時点では食用に供されるものではないため
食用として販売する生きた魚	○	食用に供される活魚は「食品」に該当する
ノンアルコールビール	○	酒税法に規定する酒類に該当しない
みりん・料理酒	×	酒税法に規定する酒類に該当する
オロナミンC（炭酸飲料）	○	医薬品、医薬部外品ではない、食品に該当
リポビタンD（医薬部外品）	×	医薬品、医薬部外品に該当するため対象外
自動販売機のジュース	○	自動販売機のパン・お菓子も○
水道水	×	ミネラルウォーターは食品に該当するので○
氷	○	ドライアイスや保冷用の氷は×
栽培用の苗木・種子	×	「食品」として販売されるものは○

Q2. 軽減税率が適用される「新聞」とはどのようなものですか？

A2. 週2回以上発行される新聞で、定期購読契約をしているものに限りです。

一般的な新聞はもちろん、各業界紙なども条件に当てはまれば軽減税率が適用されます。

ただし、駅やコンビニで購入した新聞は対象外となります。また、インターネットで配信される電子版の新聞も定期購読契約に基づく新聞の譲渡に該当しないため、軽減税率の対象外となります。

Q3. 当社は「食料品」の販売をしていません。軽減税率制度は関係ありますか？

A3. 対象品目の売上げがなくても、仕入れ（経費）があれば対応する必要があります。

消費税の区分経理を行い、区分記載請求書等の保存が必要です。

会議費や交際費として食料品を購入するケース等が想定されます。

Q4. 飲食店を営んでいます。テイクアウトによる販売も行っていますが、消費税はどうなりますか？

A4. 店内での飲食の提供は、軽減税率が適用されません。

一方で、食料品を持ち帰りのための容器に入れ包装して販売する「テイクアウト」は、上記の飲食の提供には当たらないことから、軽減税率が適用されます。

これらを両方行っている場合は、その食料品の提供時点において、顧客への意思確認などにより店内飲食かテイクアウトかを判定することになります。

Q5. 当社で発行する請求書や領収書（レシート）は、今までと同じでよいですか？

A5. 10月1日からは、これまでの請求書等に記載していた内容に加え、軽減税率の対象品目である場合はその旨と、税率ごとに合計した税込対価の額を記載する必要があります。そのため、請求書様式を変更したり、複数税率に対応するレジを導入するなどの対策が求められます。一定の条件のもと「軽減税率対策補助金制度」が活用できる場合があります。

Q6. 建設業を営んでいます。消費税増税に伴う経過措置はありますか？

A6. 請負契約の工事代金の消費税額は原則引渡し時の消費税率で計算しますが、今年3月31日までの契約であれば消費税増税後（10月1日以降）の引渡しであっても消費税率は8%で計算します。



10月からの実務で慌てないためにも、今のうちからシミュレーションするなど万全の準備が必要です。
上記以外にも様々なケースが想定されます。詳しくは当事務所スタッフまでお気軽にお問い合わせください。